



まだまだ大丈夫と思っているあなた！
今からカラダのこと考え始めませんか？



『スツキリ☆しゃっきり健康体操』で
あなたも楽しく健康に。



いつまでも自分らしく健康に生活ができるよう、心身機能の維持・向上を目的として市内在住の60歳以上の人を対象に『スツキリ☆しゃっきり健康体操』を各福祉センターで行っています。「ラジオ体操」「笑いヨガ」「リンパマッサージ」などさまざまなメニューがあり、音楽に合わせて楽しく体操ができるので、運動が苦手な人でも気軽にご参加いただけます。

予約不要で無料です。多くの人のご参加をお待ちしております。

介護予防係（総合福祉センター内） ☎（77）7888

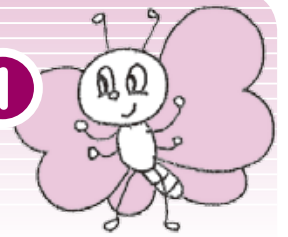
主な内容

- 特集** これならわかる！ふくし
 成年後見制度のギモンに答えます！ 2・3
 障がいのある人が 地域で安心して暮らすために 4・5
 ◆事業報告及び決算報告..... 6
 ◆お知らせ..... 7・8
 第34回安城市福祉まつり・福祉センターまつり・
 総合福祉センター障がい者講座・赤ちゃんとふれあう会ボランティア募集・
 赤い羽根共同募金事業歳末激励品贈呈・音訳ボランティア養成講座・
 義援金協力のお礼・介護者のつどい

'17 8/15 第101号

編集と発行／社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
 〒446-0046 安城市赤松町大北 78 番地 4（社会福祉会館内）
 TEL 0566（77）2941・FAX 0566（73）0437
 E-mail syakyo@city.anjo.aichi.jp
 http://www.anjo-syakyo.or.jp/

これならわかる！ ふくし ①



成年後見制度のギモンに答えます！ ～法定後見制度について～

「お金のことで困ってるみたいだけど、財産の管理は大丈夫かしら・・・」

「騙されて変な契約をしないか心配・・・」

あなたの周りにこんな人はいませんか？ そんな人のために“^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度”があります。

でも、それってどんな制度なの？ 利用するにはどうしたらいいの？

今回の特集では、そんなギモンを持つあなたのために成年後見制度の中で、裁判所の審判で決定される法定後見制度についてお答えします。



ギモン① 成年後見制度ってなに？

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人のお金の管理や、日常生活におけるさまざまな契約などを支援することを目的として、民法に定められている制度です。利用するには、家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

成年後見制度利用までの流れ

成年後見制度の利用は、まず本人の住所地を管轄している家庭裁判所に申し立てを行い、手続きをします。申し立ては、本人や配偶者、4親等内の親族などが行います。

※該当する身寄りがいない場合には、市町村長が申し立てをすることができます。

法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、財産の管理やさまざまな契約などが一人ではできない状態になっている。

Point

診断書の取得が必要です。

家庭裁判所への申し立て
「成年後見・保佐・補助」開始の申し立て

家庭裁判所の調査官等による事情の聞き取りや調査が行われ、法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）が選任されます。また、必要に応じて医師の鑑定が行われます。

後見人等の選任

Point

本人の判断能力（日常生活にどれくらい支障が出ているか）のレベルによって後見、保佐、補助と区分されます。

申し立て後、約2～4か月で支援が開始されます

ギモン② 申し立て費用はどれくらいかかるの？

10,000 円程度（収入印紙代や切手代等含む）です。

※申し立て内容によって、別に費用がかかることがあります。

ギモン③ どのくらいの人が利用しているの？

徐々に利用者総数が増え、平成 28 年には全国で 20 万人を超えました。

安城市内では、160 人程度*の人が利用しています。

※算出には一定の条件があります。

ギモン④ 利用のきっかけは？

利用し始めたきっかけは、「預貯金等の管理・解約」が多く、次いで「介護保険契約（施設入所等のため）」となっています。

ギモン⑤ 申し立てはどこにすればいいの？

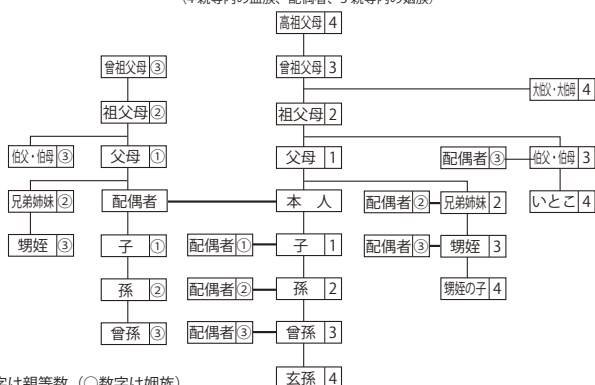
安城市在住（市内施設に入所や病院に入院中も含む）の人であれば名古屋家庭裁判所岡崎支部に申し立てをします。

ギモン⑥ 後見人等は何をしてくれるの？

身上監護（病院や福祉サービスの利用手続き）と財産管理（収入や支出の管理）をします。日常の買い物や身の回りのお世話は対象としていません。

ギモン⑦ 4 親等ってどこまで？

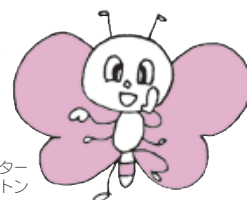
4 親等内の親族図
(4 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族)



ギモン⑧ 後見人等へは報酬を支払うの？

後見人等に選任された人は、本人の財産からその職務に関する対価をもらうことができます。これには、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

わからないことがあれば
気軽に相談してね！

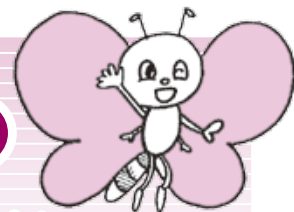


安城市社協キャラクター
ハートン

安城市社協では、成年後見制度の相談を受けたり、啓発活動を行ったりする成年後見支援事業を実施しています。制度について詳しく知りたい人はご相談ください。

問い合わせ 総務係 ☎ (77)2941

これならわかる！ふくし②



～障がいのある人が 地域で安心して暮らすために～

平成29年4月より

「ち いきせいかつ し えんきよてんとう地域生活支援拠点等」の整備事業が始まりました。

障がいのある人が施設や病院、親元から自立して生活していくことを考えた場合、いろいろな課題を解決していく必要があります。また、すでに地域で生活している人でも、年齢を重ねていく中で障がいの状態が重くなったり、親が亡くなったりと生活上の課題が発生することもあります。

「ち いきせいかつ し えんきよてんとう地域生活支援拠点等」整備事業とは、

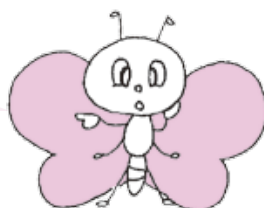
“誰もが地域で共に暮らしていける社会”を目指し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供していく仕組みのことです。今あるサービスや事業所などを最大限に活用して、地域全体で障がいのある人の地域生活を支えています。

具体的には、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人の地域生活に関する相談に乗ったり、緊急時には障がいのある人を一時的に受け入れたりするほか、地域生活での困りごとについて、いろいろなサービスや機関と結びつけ、地域で支える体制を整えるなどの機能を備えています。

国の障害福祉計画の基本指針において、市町村など、ある一定の地域ごとに1つ、その地域の実情に合わせて整備することとされています。



安城市では、どんな体制なの？



安城市では、建物としての「拠点」ではなく、市内にある既存の障害福祉サービス事業所がそれぞれの役割を担い、連携してサービスを提供することで、地域全体で障がいがある人を支える体制となりました。

そして、複数の事業所が協力し合って、緊急時にも必要な支援を提供していく体制を強化するために、左ページの事業が新たに開始されています。

← 左のページへ

安城市の支援体制 その① 24時間の相談支援体制

障がいのある人やその家族等が、夜間・休日でも、緊急時に電話で相談できる窓口を開設しました。

状況に応じて関係機関への連絡や調整を行い、必要な支援を提供できるようにしています。

※緊急時とは・・・

ご家族等が急病や通夜・葬儀への出席などの急用により介助を行えない場合です。



急に親戚の通夜・葬儀が入ってしまった……。息子を一人にできない！



急に入院することになってしまった……。私の代わりに娘の世話をしてくれる人はいないか……。

緊急時にご相談ください！
精神保健福祉士や社会福祉士が対応します。

どうしたら良いの？



支援

連携

連絡・調整

相談窓口 □ 社会福祉法人ぶなの木福祉会
相談支援事業所「ひだまり」
電話：090-9178-3339
(24時間対応)

相談支援事業所

短期入所事業など

安城市の支援体制 その② 「地域の体制づくり」～コーディネーターの設置～

コーディネーターは、障がいのある人が地域で暮らしていくうえでの困りごとや課題に対して、いろいろなサービスや支援者、関係機関とつなげることで解決し、地域全体でその人の生活を支えていけるような体制を整えていきます。

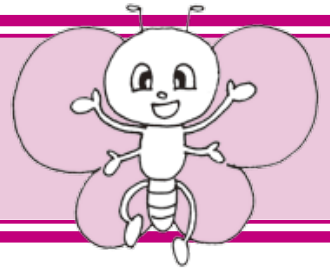
具体的には、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人への必要な支援・サービスの調整や、緊急時に必要に応じて関係機関への連絡を行うほか、一人で暮らしている障がいのある人からの相談対応や見守り等を行います。

相談窓口 □ 社会福祉法人ぶなの木福祉会
電話：0566-91-0239
営業時間：月～土 午前9時から午後6時まで



まだ始まったばかりの仕組み。これからもっと充実して安城市が誰もが笑顔で住みやすいまちになるといいね！

事業報告及び決算報告



事業報告

①地域見守り活動推進事業の推進と継続的な支援の実施

町内福祉委員会を中心とした地域見守り活動で新たに 12 町内福祉委員会での活動を支援することができました。

また、年度末には活動発表会を開催し、各地区の取り組みの成果発表も行いました。

②介護予防事業や各福祉センターのサロン活動の推進

介護予防を目的とした健康体操を全福祉センターで実施しました。

また、各福祉センターでは、地域住民の交流の場や高齢者の居場所づくり、地域サロン活動者養成を目的としたサロンを開催し、地域福祉の向上に努めました。

③生活支援体制の整備

地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指し、中学圏域に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民や福祉団体、民間企業等の多様な資源を活用しながら生活支援・介護予防に係るサービスの基盤づくりを行いました。

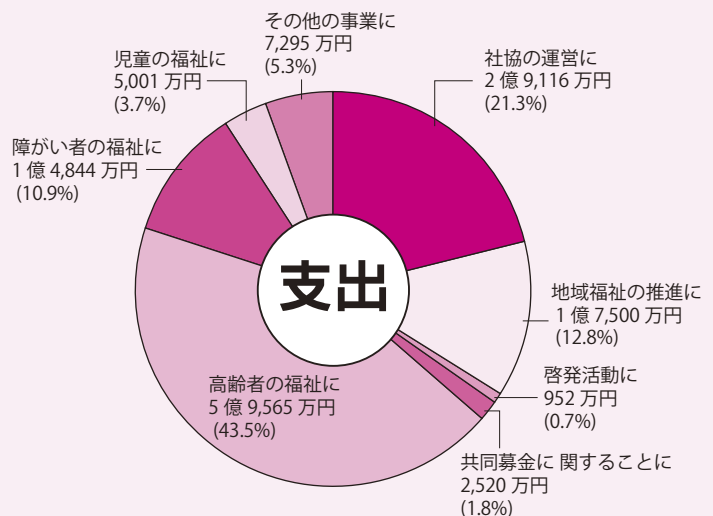
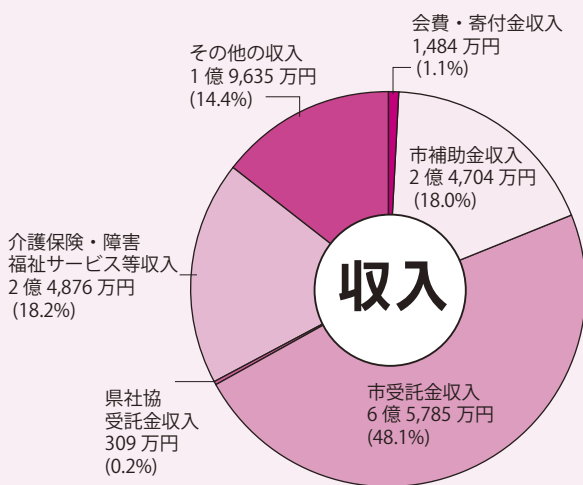
④災害対策の充実

大災害に備え、市の総合防災訓練において福祉避難所の開設訓練や災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練、ボランティア依頼受付演習を行いました。

また、作野地区において地域住民と自主防災組織が実施した、地震発生時の避難行動から避難所開設までの初期対応方法について学ぶ訓練を支援・検証しました。

決算報告

決算総額 約13億6,793万円



問い合わせ 企画財務係 ☎ (77) 2941

第34回安城市福祉まつり 「みんなで創ろうふくしのまち」

10月1日(日)に、総合福祉センター、社会福祉会館を会場として、福祉まつりを開催します。毎年好評のバザーや展示、体験コーナーもあります。また、多目的ホールでは、「笑って健康、幸せ広場」をキャッチコピーに、イベントを行います。

ふれあいマーケット出店者募集

- 対**市内の福祉団体で、収益を福祉に活用する団体
- 日**午前9時～午後4時
- 場**総合福祉センター北駐車場
- 申**8月19日(土)午後5時まで

ボランティア募集

- 体験コーナーやバザーコーナーの運営をお手伝いしていただけるボランティアを募集します。
- 対**小学5年生以上(ボランティア経験のない人も大歓迎)
- 日**午前8時30分～午後5時
- 申**9月2日(土)午後5時までに電話で
- ※当日の役割説明などをしますの
- で、説明会①か②のいずれかに必ず出席してください。

説明会

- 日**9月16日(土)
- ①午前10時～11時30分
- ②午後1時30分～3時
- 場**社会福祉会館 2階講座室
- 問**事業係 ☎(77) 2941

福祉センターまつり

お気軽にご参加ください

事業名	日時	問い合わせ先
北部福祉センターまつり ～楽しみ・ふれあい・地域の輪～	9月3日(日) 午前9時30分～ 午後3時30分	北部福祉センター ☎97-5000
中部福祉センターまつり	9月8日(金)・9日(土) 午前9時～午後5時 9月10日(日) 午前9時～午後3時	中部福祉センター ☎76-0090
作野福祉センターまつり	9月18日(月) 午前9時～午後4時	作野福祉センター ☎72-7570

総合福祉センター 障がい者講座

- パソコン講座**
- 日**11月4日、11日、18日の各土曜日(全3回)
- 午後1時30分～3時30分
- 場**社会福祉会館
- 内**Windows10を使用したインターネット体験

陶芸講座

- 日**10月12日～2月22日までの概ね第一、第二、第四木曜日(全15回)
- 午前9時30分～正午
- 場**総合福祉センター
- 内**暮らしを彩る、うつわ作り
- 料**1500円程度(材料費)
- 各講座とも**
- 対**市内在住の16歳以上の身体、知的、精神に障がいのある人
- 定**15名(定員を超えた場合抽選)
- 申**8月16日(水)～8月31日(木)(月曜日を除く)
- 午前9時～午後5時
- ※電話での申し込みは不可。直接窓
- 口へお越しください。
- 総合福祉センター ☎(77) 78888

赤ちゃんとふれあう会 ボランティア募集

中学生が赤ちゃんと親子とふれあ、命の大切さを学ぶ授業が行われます。

当日の手伝いをしてくれるボランティアを募集します。

- 日**篠目中学校 10月12日(木) 午前10時～11時
- 安城西中学校 10月25日(水) 午前10時45分～12時35分
- 場**篠目中学校 第一体育館 安城西中学校 体育館
- 内**①赤ちゃんと一緒に来てくれた就園前のおこちゃまと遊ぶ
②赤ちゃんと親子と中学生の交流の手伝い
- ※①か②のいずれかです。
- 申**8月15日(水)～9月30日(土)
- 問**
- 篠目中学校 ☎(72) 7570
- 作野地区社協(作野福祉センター内) ☎(72) 7570
- 安城西中学校 ☎(72) 6016
- 西部地区社協(西部福祉センター内) ☎(72) 6016

日期間・日時 **場**場所 **内**内容 **講**講師・指導 **対**対象・資格 **定**定員・募集人数 **料**費用・受講料等
持持ち物 **申**申込方法等 **問**問い合わせ先 **他**その他
 ※「対」どなたでも **定**特になし **料**無料の場合には記載を省略
 安城市社協ウェブサイト <http://www.anjo-syakyo.or.jp/>

【期間・日時】 場所 **【内容】** 講師・指導 **【対象・資格】** 定員・募集人数 **【費用・受講料等】**
【持ち物】 申込み方法等 **【お問い合わせ先】** 他その他 ※「対ごなたでも」 **【定特になし】** **【無料】** の場合は記載を省略
<http://www.anjo-anjo-skyo.or.jp/>

赤い羽根共同募金事業 歳末激励品贈呈

歳末激励品（サルビア商品券7千円相当）を贈呈します。

対象となる人は、お申し込みください。年末に民生委員・児童委員がお届けします。

【対】 次のいずれかに該当する人

- ① 児童扶養手当受給者
 （例／父または母の死亡や離婚などでひとり親家庭になった人、あるいは父または母が重度の障がいのある人）
- ② 特別児童扶養手当受給者
 （例／身体・知的・発達または精神に障がいのある児童を養育する人）

※ 中学3年生までの子どもを養育する人に支給される「児童手当」とは異なります。

【申】 申請書を10月31日（火）の午後5時15分までに窓口にて持参するか、郵送してください。

※ 郵送の場合も10月31日（火）必着。余裕を持って投函してください。

※ 申請書は社会福祉会館及び市内福祉センター窓口で配布のほか、社協ウェブサイトからもダウンロードできます。

〒446-0046
安城市赤松町大北78番地4

安城市社会福祉協議会
事業係 ☎(77)2941

音訳ボランティア 養成講座

視覚障がいのある人に文字を読み上げ、情報を届ける音訳ボランティアの活動者を養成します。男性も歓迎！

【日】 10月12日～12月7日までの木曜日
午前10時～正午（全8回）（祝日を除く）

【場】 社会福祉会館 会議室

【定】 20名（先着順）

【費】 5000円

【申】 8月16日（水）から受付

【他】 託児希望の人はご相談ください。

【問】 安城市ボランティアセンター

☎(77)2945

義援金協力のお礼

みなさまのあたたかいご支援・ご協力にお礼を申し上げます。

平成28年熊本地震災害義援金

4月1日～6月30日受付分／敬称略

（五十音順）

▼佐野里美 ▼古井町内会 ▼ふれあい広場 ▼その他募金箱へ多数のご寄付をいただきました

平成28年新潟県糸魚川市大規模火災義援金
4月1日～6月30日受付分
▼募金箱へ多数のご寄付をいただきました。

【問】 事業係 ☎(77)2941

介護者のしごと

日時・場所	問い合わせ
9月1日（金） 午後1時30分～3時 安祥福祉センター会議室	安祥福祉センター ☎73-5757
9月2日（土） 午後1時30分～4時 西部福祉センター集会室 ※介護者おしゃべりサロンと合同開催	西部福祉センター ☎72-6616
9月8日（金） 午後1時30分～3時30分 作野福祉センター集会室	作野福祉センター ☎72-7570
9月14日（木） 午後1時30分～3時30分 中部福祉センター教養娯楽室	中部福祉センター ☎76-0090
9月16日（土） 午前10時～11時30分 桜井福祉センター多目的室1	桜井福祉センター ☎99-7365
9月21日（木） 午後1時30分～3時 総合福祉センター喫茶コーナー	総合福祉センター ☎77-7888

広告



MIKAWA ANJO CLINIC
相生町JR安城駅南

☎77-5555

健康づくりをお手伝いします
三河安城クリニック
人間ドック健診センター・健康づくり支援センター

募集!

**「あんじょう社協だより」に
広告を掲載して
みませんか?**

【広告掲載料】
15,000円（特別会員）
20,000円（非会員）

※1号（1か月）・1枠あたりの金額です

【募集枠数】
1号につき2枠まで

【配布数】
約72,000部（市内全戸配布）

詳しくはお問い合わせいただくか、当会ウェブサイトをご覧ください。

企画財務係 ☎(77)2941



九州豪雨の「平成29年7月5日からの大震災災害義援金」をはじめ、各種義援金を集めています。ご協力をお願いします。



あんじょう社協だより
'17/8/15